

千葉県報

定期

令和4年10月28日

この規則は、令和4年11月1日から施行する。
千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

主 要 事 次

教育委員会規則

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

告 示

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年千葉県告示第五百四十七号の一部を改正する告示

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅

議会訓令

千葉県議会公文書規程の一部を改正する訓令

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（11件）

地域森林計画の案の縦覧

教育委員会公告

令和四年度教育功労者名及び功績

特定調達公告

落札者等の公告

教育委員会規則

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別記第5号により公布する。

令和四年十月二十八日

千葉県教育委員会教育長　畠　琢　昌子

千葉県教育委員会規則第十八号

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成14年千葉県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十一号を第二十二号とし、第五号から第一十号までの「」を「」、第四号の次に次の二号を加える。

五 千葉県立流山北高等学校

附 則

千葉県公安委員会規則第9号

千葉県公安委員会規則第9号
令和4年10月28日
千葉県公安委員会委員長　秋口守國